

通 告 順 序 第 2 号

1 番 櫻井 幹夫 議員

一 般 質 問 答 弁 書

一 般 質 問 答 弁 書

作 成 課	総務課	1 番	櫻井 幹夫 議員
質問事項	行政サービスの在り方について		
内 容	私からは行政サービス、役場職員の在り方について質問をさせていただきます。 私は、これまでの人生において何度か転職し、様々な異なるジャンルの仕事に従事してきました。その中には国家公務員として勤務した経験や、県の指定管理業務に従事した経験もございます。 そうした経験から申し上げますが、町職員が仕事にあたっては町民に対し、してあげているではなく、させていただいているという意識が大切だと思います。いわゆる町民ファーストの想いです。私たちがこうしてこの場にいられるのも町民の皆様のおかげと私は思いますが、町長はいかがですか。 町長は、自身のお考えを職員にどのように伝えておられますか。町長の想いはきちんと職員に伝わっていますか、職員は町長の想いをきちんと実行されていますか。 就任からおよそ一年が経過しようとしていますが、職員の業務遂行に対しどの程度満足されておられますか。今時点での評価と課題などがあればお聞かせいただけませんか。 人間ですから、誰しも間違いや過ちはあります。それを責める必要はないと思いますが、非を認め、誤ることは必要です。私のこれまでの経験ですと、本人の責任はもとより上司あるいは監督者・トップの責任は免れるものではありません。町長は、職員の行動をどのように管理、監督されていますか。 問題が発生した場合の対処マニュアルは作成されていますか。この一年で、どのくらいのトラブル対応に当たられましたか。 良い仕事をして当たり前。失敗すれば責められる、それは当然です。ですが、失敗を素直に認め悔い改めれば、それを非難し責める他人は少ないと思います。トラブル対応は誠意とスピードが大切だと思いますがいかがでしょうか。 町長は「未来を拓く人づくり」を掲げていらっしゃいます。町長にとって職員は子供も同然ではありませんか。職員の教育は町長の責任であり義務ではないかと考えますがいかがですか。 実際、庁舎に来てみますと若い職員が多数目につきます。まだまだ社会経験の浅い職員にとって、上司や先輩の指導は重要です。町では若手職員に対		

	する指導マニュアルはありますか。若手職員の評価は誰がどのように行っていますか。その結果をその後の指導にどう活かされていますか。 小さい子供たちへの教育も重要でしょうが、町のために働こうとしている希望ある若手職員に対する教育はそれ以上に重要と私は考えますが。町長はいかがですか。 町からの報告や町民の声を伺っていますと、トラブルへの対処が遅いように感じます。管理職に対する管理監督体制はどのようになっているのか教えていただきたい。若手職員だけでなく、同じように新たに管理職に就く者の教育体制はどのようになっていますか、マニュアルはありますか、現場の指導状況はどのように報告をうけ、監督されているのでしょうか。 私はこれまでの人生で、教育、指導を受けながらいただいたことばの中で、次の3つのことばを大切にしてきました。 一つは、中学時代の担任の先生にいただいたことばです。それは「やらなければならぬことはやる。やってはいけないことはやらない。やってもやらなくてもいいことだったらやってみる」というものです。いつも私が迷ったとき導き、背中を押してくれることばです。 二つ目は、高校時代の野球部監督のことばです。 それは、「気の利く人間になれ」です。いまだになれているか不安ですが、社会に出て身に染みて感じた言葉です。自分自身もそうですが、他人を見てもその大切さがわかります。私の経験上、「気の利く人間」は確実に好かれ、頼られ、助けていただけます。しかしながら、それはなかなか難しく、考えてできるものでもなく、常日頃の行動のたまものと思っています。 三つ目は、「なんでもいいから、こだわりを持つ」です。これは、社会人一年目の研修の際に教育官からいただいたことばです。学生気分の抜けない自分にはピンと来ませんでしたが、仕事をしていく中で次第に自分の中で大きくなっていったことばです。面倒くさいと思うか、とことん突き詰めるか。仕事の楽しさを教えていただいたことばです。これからも「こだわり」を持って仕事に向き合っていきたいと思っています。 さて、町長は職員に対して普段からどのような言葉をかけていらっしゃるでしょうか。職員と接する際に心がけていることはありますか。町長の考える町職員への教育の在り方、町長の目指す行政サービスの在り方について伺いたします。
--	--

答 弁 要 旨	1 番、桜井議員の一般質問にお答えいたします。 なお、「生涯学習 生涯スポーツの充実」につきましては、教育長から答弁しますので、よろしくお願いいたします。 はじめに、「行政サービスの在り方」についてであります、私自身も、職員も、当然のことながら町民を第一に考え、暮らしやすい、いい町だと、誰もが実感できるよう全力で 町政運営に努めていかなければならないと感じております。 まちづくりの将来像を実現するためには、何より職員との信頼関係を築くことが重要であると考えております。 常に幹部職員とは情報交換し、その中で私の考えを伝えております。 また、私からの指示に対しては常時報告を受けながら、情報や問題を共有し、課題解決に向けて取り組んでおりますので、私の思いは伝わっているものと感じております。 職員の業務遂行にあたっては、私の思いを実現するため幹部職員が中心となり、創意工夫による行政サービスに
----------------------------	--

努めていると感じており、一定程度評価をしております。

まだ全職員とは、話はできておりませんが、
今後時間を作って職員と話をしていければと考えております。

一方、職員の行動に対する管理監督については、
一人ひとりを管理監督していくことは難しいことから、
組織としての体系の中で
行動の規範等を定めた職員倫理規程や
公務員としての義務や規律を定めた
職員服務規程を遵守しながら、
町民の奉仕者として自覚を持って職務遂行するよう
指導しているところであります。

職場内での管理監督者は、私や上司ということになりますが
今後も組織として適宜適切に指導してまいります。

次に、トラブルへの対応については、
特に、対応マニュアルというものはありませんが、
私が就任以来、大小にかかわらずトラブルはありました。

私自身も、解決にあたっては
スピード感と誠意が大事であると常に認識しており、
職員に対してもそのように対応するよう

指示をしているところであります。

職員の教育については、若手職員も含めて職員には、将来を見据えながら、大きな視野をもって職務にあたってほしいと思っております。

本町には、会津美里町人材育成基本方針があり、人材育成の基本理念は、「町民の明日を考え行動し、未来を拓く、町職員を目指して」であります。このような理念のもと、目指すべき職員像には

- ・町民が主役であるとの認識を持った職員
- ・町民に公正・公平・誠実に対応し、信頼される職員
- ・広い視野と先見性を持った職員
- ・自らの責任で考え、新たな課題に挑戦する職員

の4つを掲げております。

こうした職員になってもらうべく、職員の教育としてOJT研修や職場外研修などに積極的に参加するよう指導し、職員の人材育成に努めております。

また、若手職員の評価ではありますが、本町では人事評価制度を導入し、業績評価と能力行動評価を行い、業績評価では、年度当初に設定した業務目標が

どの程度達成できたかを評価し、
能力行動評価においては、職員の職務上の行動等を通して
職務遂行に必要な知識や技術、勤務態度などを
評価しております。

これは若手職員だけではなく、全職員が直属の上司と面談し、
相互にコミュニケーションをとりながら、
組織内の意識の共有化や業務改善に取り組んでおります。

従いまして、指導マニュアルというものではなく
研修やこうした人事評価を通して
活力ある組織の実現と
効率的な行政運営に繋げているものであります。

いずれにしましても
私は、行政サービスに限らず何事を行うにも
まずは挨拶が基本であると考えております。

挨拶があつて会話が始まり、
そこから町民の皆様の声を傾聴し、
親切・丁寧で分かりやすい説明と
迅速で正確な行政サービスの実行に努めてまいります。

町民あつての会津美里町です。

	町民の皆様を最優先に考え、町民の奉仕者であることを しっかりと自覚し、 職員とともに、質の高い行政サービスの向上と 組織の活性化に向けて取り組んでまいります。
--	--

一 般 質 問 答 弁 書

作 成 課	健康ふくし課	1 番	櫻井 幹夫 議員
質問事項	障がい者福祉の充実について		
内 容	次に、「健やかで人にやさしいまちづくり」を目指すにあたり障がい者福祉の充実について施政方針には「年齢や障がいの種別にとらわれずに一人ひとりが自立し社会参加ができるよう、適切なサービスの提供に努める」とありますが、具体的にどのようなサービスを実施されていますか。そこに参加する障がいのある方は、今現在何名くらいいらっしゃいますか。また、「障害のある方やその家族が安心して暮らすことができるよう、相談支援事業所と連携を図り支援していく」とありますが、相談支援事業所は町内にいくつあるのですか。今現在、どのような支援を提供されているのですか。 一般的に障がいのある方やその家族は外部との交流を嫌う傾向にあり、待っているサービス、支援では十分な効果は望めず、積極的に関わるサービス体制・整備を進める必要があると考えますが、町長はいかがですか。なお、すでにそうした施設がありましたら教えていただけませんか。 先日、私が相談を受けたのは、精神に障害のある方の家族のお悩みでした。平日は、通所施設に通っていらっしゃるということでした。家族もそれぞれお勤めをされているようです。ただし週末になりますと通所施設が休みのため、自宅で過ごすことになり、家族の負担となり肉体的・精神的に追い込まれてしまうというお話でした。そこで週末に預かってもらえる施設の整備というお話でした。そこで週末に預かってもらえる施設の整備や参加型のイベントの開催などをお願いしたいというものでした。町としてそれに見合ったサービス体制の準備はありますか町長がおっしゃる安心して暮らせるとは、どうゆう状態をいうのか説明をいただけませんか。 障がい者にもやさしい街づくりは、子供の教育にも影響を及ぼす重要な要素ではないかと考えます。町長が目指すやさしいまちとはどんなまちですか。お伺いいたします。		

答
弁
要
旨

次の、「障がい者福祉の充実について」であります、

まず、「サービスの種類と参加人数及び相談支援事業所」につ
きましては、

利用者が多いサービスの種類は、

一般就労が困難な人に働く場を提供し、訓練を行う

「就労継続支援」や、

共同生活を行い、支援を受けながら生活をする

「共同生活援助」があげられます。

また、児童のサービスの主なものとしましては、

放課後や長期休業中の居場所となる「放課後等デイサービス」や、

日常生活の動作の指導や集団生活への適応訓練を行う

「児童発達支援」であります。

なお、現在の利用者数につきましては、

成人と児童を合わせて、１９１名となっております。

相談支援事業所につきましては、

町内には、高田地域内で１ヵ所の事業所が業務を行っております。

業務内容は、

障がい福祉サービス利用のための支援計画作成、

障がい者やその家族からの相談対応、

必要な情報の提供となっております。

次に、「積極的ににかかわるサービス体制」につきましては、
障がいのある方やその家族は、
「問題を家庭内で抱え込んでしまう傾向がある」とも
言われておりますので、
積極的に関わるのが難しい面があります。

しかし、障がい者本人やその家族に対して、
サービスに関する情報は状況に応じて提供しており、
障がい者やその家族からの相談、
民生委員、地域の方からの情報提供があった場合には、
訪問等により要望や困りごとを聞き取り、
ニーズに沿ったサービス利用ができる体制を
整えております。

次に、「町が提供するサービス体制」につきましては、
介護を行っている方が病気になった場合や用事がある場合に
施設に短期間入所する「短期入所」や、
家族の休息のためなどに一時的に利用する「日中一時支援」
といったサービスを既に提供しており、
休日も利用可能となっております。

	次に、「安心して暮らせる環境とやさしいまち」につきましては、 障がい者が、住み慣れた地域で自立した生活をおくることができ、 地域の人が障がいを理解し、 障がいのある人もない人も共に生活できるようなまち であると考えております。
--	--

1 番 櫻井 幹夫 議員

一 般 質 問 答 弁 書

(教育委員会)

一 般 質 問 答 弁 書

作 成 課	教育文化課	1 番	櫻井 幹夫 議員
質問事項	生涯学習・生涯スポーツの充実について		
内 容	次に、生涯学習・生涯スポーツの充実についてお伺いします。 施政方針で、生涯学習の充実として「公民館と生涯学習センター、図書館が連携し」とありますが、高田にある各地区の旧公民館は取り壊し計画にあるわけで、連携はそれまでの期間ということでしょうか。このことは、生涯スポーツの充実に関しても言えることで、「公民館や生涯学習センターでは、地域の実状に配慮しながら各種スポーツ事業を見直す」とあります。しっかりと今後の方向性に沿った施策を示すとともに、町民にしっかりと説明する必要があると考えますが、見解をお聞かせいただけますか。 なお、スポーツ事業についてですが、現在一部の旧公民館では週に1回程度、町の運動教室を開催していただいています。私も参加をさせていただいていますが、私が参加している会場では、以前には30名ほどの参加者があったそうなのですが参加者の高齢化や健康問題などにより、現在は数名の参加者しか集まらない状況となっています。今後、旧公民館が取り壊しとなれば、冬場には運動教室そのものが開催できなくなります。 そこで、お尋ねします。町では今後も今と同様の運動教室を開催していくおつもりですか。開催するのであれば、冬期間や雨天時の開催はどのように行っていくおつもりですか。お伺いいたします。		
答 弁 要 旨	1 番、櫻井議員の一般質問にお答えいたします。 「生涯学習 生涯スポーツの充実について」であります、 1 点目の「公民館と生涯学習センター、 図書館の連携期間」につきましては、 平成 31 年 4 月に公民館を町内で一つとして 各小学校区に生涯学習センターを設置し、		

高田地域にあります旧地区公民館については、
生涯学習センター分館に位置づけております。

分館は、令和５年度末をもって廃止いたしますが、
その後は、生涯学習センターが中心となり、
図書館と連携しながら
生涯学習の充実を図ってまいります。

２点目の「地域の実情に配慮した
各種スポーツ事業の見直し」につきましては、
特に高田地域におきまして、
これまでの分館廃止にかかる懇談会等において、
生涯学習や生涯スポーツ事業については、
段階的に事業の整理統合を行いながら、
地域全体を対象とした事業に移行していく
考えを示してまいりました。

地区ごとの運動会やスポーツ大会は、
それぞれ実行委員会において主体的に
実施していただいておりますので、
生涯学習センターでは、より広域的な事業を計画し、
実施してまいりたいと考えております。

	なお、町広報紙や生涯学習センターだよりにて周知に努めてまいります。 3点目の「運動教室」につきましては、生涯学習センター運動場や分館において、運動指導員を中心に参加者が主体的に実施しております。 分館廃止後においても活動が継続できるよう生涯学習センターや身近にある集会所の利用などを勧めてまいります。
--	---